

全社民発第 164 号  
平成 30 年 7 月 2 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全国民生委員児童委員連合会  
会長 得能 金市



## 100 周年を迎える、民生委員・児童委員活動の一層の活動強化に向けて —地域共生社会づくりに向けた民生委員・児童委員の活動環境改善にかかる要望—

日頃より本会事業にご指導ご理解を賜り深謝いたします。

民生委員制度は昨年、制度創設 100 周年を迎えました。民生委員・児童委員は、これまで 100 年以上にわたり、全国すべての地域において、地域住民のひとりとして、地域のなかで困っている人に寄り添い、必要な機関へのつなぎ役として活動を続けてまいりました。こうした民生委員・児童委員の活動は、国がすすめている地域共生社会づくりそのものであり、今後、国が地域共生社会をすすめていくにあたり、各地域において民生委員・児童委員の活躍が期待されています。

民生委員・児童委員活動が地域共生社会づくりの骨格のひとつとして、制度の充実や活動の環境整備がはかられるよう、下記のとおり要望いたします。

なお、本会では、制度創設 100 周年を期に「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」を策定し、全国の民生委員・児童委員に対して各地域の活動の課題や目標を明らかにし、各自治体や関係者と連携し、活動の強化を図る所存ですが、国においても、こうした取り組みを踏まえつつ、定期的に民生委員・児童委員活動について意見交換を行う場の設置をご検討くださいますよう、あわせてお願ひいたします。

1. 地域共生社会づくりにおける民生委員・児童委員が期待される役割を果たすためには、都道府県・市内の連絡・調整機能を有する連合民児協の機能強化が不可欠であり、その設置・役割に関して法令上の位置づけを図ってください。
2. 包括的な支援体制の整備にあたり、町村部においても地域の実情に応じて住民に身近な圏域と単位民児協の区割りの整合性が図られるよう、民生委員協議会にかかる規定の見直しを行ってください。

3. 区域担当民生委員の配置基準に関し、より柔軟な運用がなされるよう、都道府県にご指導ください。
4. 子どもをめぐる課題が多様化するなか、主任児童委員を増員することができるよう、配置基準の見直しを行ってください。
5. 増大する民生委員・児童委員活動に対応するため、民生委員活動費や民児協活動推進費を増額してください。
6. 民生委員・児童委員活動の安全・安心を保障するため、民生委員・児童委員活動保険の保険料への財政支援を拡充してください。
7. 民生委員・児童委員のための研修の充実を図ってください。
8. 民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるため、広報活動の充実を図ってください。

## 【要望内容】

1. 地域共生社会づくりにおける民生委員・児童委員が期待される役割を果たすためには、都道府県・市町村内の連絡・調整機能を有する連合民児協の機能強化が不可欠であり、その設置・役割に関して法令上の位置づけを図ってください。
  - 民児協組織には、法に基づき設置されている法定単位民児協に加え、市・区、都道府県、全国の各段階において連合体としての民児協（連合民児協）が設置されています。地域共生社会づくりにおいては、民生委員・児童委員が各種の合議体や協議会などへの参画やさまざまな地域づくりへの取り組みが期待されるなかで、単位民児協活動の充実とともに、都道府県・市町村を圏域とする連合民児協における連絡・調整が非常に重要です。
  - しかし、現状においては、連合民児協の設置に関して、法令上の根拠がないため、自主的に設置された任意の組織になっており、活動内容や財政力に格差が生じています。
  - 平成31年12月の一斉改選に向けて、民生委員のなり手を確保していくためには、組織的に活動をすすめていくことが大切です。また、民生委員活動のなかで把握した住民のニーズを行政等に伝えていくにも、連合民児協としての意見具申が重要になっています。
  - 連合民児協の基盤を整備するために、その設置、役割に関して法令上の位置づけを行っていただくとともに、連合民児協に関する予算措置を図ってください。
2. 包括的な支援体制の整備にあたり、町村部においても地域の実情に応じて住民に身近な圏域と単位民児協の区割りの整合性が図られるよう、民生委員協議会にかかる規定の見直しを行ってください。
  - 民生委員法第20条2項において、町村では特別の事情のある場合以外は全域をもつて1民児協とするべきとされています。
  - そのため、現在、町においては民生委員定数が50人以上のところが4分の1を超える状況となっています。この人数規模では、定例会において委員全員が発言し協議をするのは不可能です。
  - 「特別の事情のあるときの外」と但し書きがあるものの、民生委員法第20条2項の規定により、町においては民児協の分割に関し理解を得られないのが現実です。民生委員法の規定を見直し、町においても複数の民児協を設置することができるようにしてください。
3. 区域担当民生委員の配置基準に関し、より柔軟な運用がなされるよう、都道府県にご指導ください。
  - 現在、区域担当民生委員の配置基準は、国が示す参考基準を踏まえ、都道府県が市町村長の意見を聞いて、条例で定めるとされ、世帯数ごとに下記のとおり配置することとされています。

東京都区部・指定都市：220～440世帯ごと  
中核市・人口10万人以上の市：170～360世帯ごと  
人口10万人未満の市：120～280世帯ごと  
町村：70～200世帯ごと

- 現実としては、都市部ほど担当世帯数が多くなっており、平成 28 年に本会が全国の委員を対象に実施した調査の結果では、東京特別区では 500 世帯を超える世帯を担当している委員が 5 割弱いるという結果も出ています。
- また、その一方で町村部では 1 人の委員が広域を担当している場合もあり、世帯数だけでは、民生委員・児童委員活動に必要な配置ができないこともあります。
- 区域担当民生委員の配置にあたり、世帯数だけではなく、高齢化率や児童数、区域の広さなどを勘案し、市町村ごとにより柔軟な運用をするよう、ご指導をお願いいたします。

**4. 子どもをめぐる課題が多様化するなか、主任児童委員を増員することができるよう、配置基準の見直しを行ってください。**

- 主任児童委員の配置基準は、民児協の規模により定数 39 人以下の民児協は 2 人、40 人以上の民児協は 3 人の配置とされています。
- 主任児童委員はその活動のなかで学校との関係が重要になることから、学区単位の配置等が求められます。市町村の実態にあわせて主任児童委員を増員するよう、配置基準の見直しを要望いたします。

**5. 増大する民生委員・児童委員活動に対応するため、民生委員活動費や民児協活動推進費を増額してください。**

- 民生委員・児童委員の活動は、近年、社会福祉分野にとどまらず、防災や消費者保護など、多岐にわたっており、ますます増大していく傾向にあります。
- その一方、地方においては過疎化がすすみ、民生委員が担当する区域も広がっています。
- また、通信機器の発達に伴い、民生委員は常に携帯電話などを通じ、地域住民からの相談に応じることが期待されています。
- このような環境の変化や活動範囲の拡大に対応するため、実費弁償費である民生委員活動費を実費にあうものとなるよう、増額してください。
- また、国においては地方交付税に年額 59,000 円を積算していただいておりますが、市区町村においてはこの金額を下回る額しか支弁していないところがあります（本会の平成 26 年度調査では約 2 割の市区町村が下回っています）。すべての市区町村で国が歳出している金額が支弁されるよう、周知してください。
- また、単位民児協における連絡・調整のための業務が増大していることに着目し、民児協活動推進費においてその事務費相当額を増額してください。

**6. 民生委員・児童委員活動の安全・安心を保障するため、民生委員・児童委員活動保険の保険料への財政支援を拡充してください。**

- 民生委員・児童委員活動保険は、平成 26 年度に民生委員・児童委員の活動上の安全・安心を保障するべく創設され、保険料（1 人年額 760 円）の 2 分の 1 相当分を国で補助していただいています。
- しかし、平成 26 年度から昨年度までの 4 年間を鑑みると、民生委員・児童委員の高齢化や事故の増加により、保険会社に支払った保険金総額と保険金として支払った額が均衡するなど、保険制度の維持に向けて見直しが必要な状況になっています。

- 民生委員・児童委員活動の安全・安心を継続して保障するため、民生委員・児童委員活動保険の保険料の見直しに向けて、財政支援を拡充してください。

## 7. 民生委員・児童委員のための研修の充実を図ってください。

- 今日、民生委員・児童委員には、多様化する住民の福祉ニーズ、生活課題への対応、災害時要配慮者への支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等、多様な役割が期待されています。また、全体の約6割が2期め（就任後6年以下）の委員ということもあります。地域での活動に必要とされる幅広い知識の習得とともに、民生委員相互の情報共有や支え合いの機会とするために、研修の充実が一層重要となっています。
- 本会が全国の委員を対象に実施した調査においても、「委員活動を続けていくために希望すること」として「自身の資質向上」が上位にあげられております。さらなる研修事業の拡充、参加促進のために必要な予算確保をお願いいたします。
- また、地方分権改革により民生委員への研修は「都道府県知事が必要と認める内容」での実施に改められましたが、関係予算や研修回数などが削減されているのが現状です。民生委員研修の充実のため、国として地方自治体等が実施する研修の内容について、ガイドライン等を示すなど、県の格差を解消するための取り組みを図ってください。

## 8. 民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるため、広報活動の充実を図ってください。

- 地域のなかで支援を必要とする住民を早期に把握し、必要な支援につなぐ役割を担う民生委員・児童委員には大きな期待が寄せられています。その一方、期待とともに活動にかかる負担も重くなっています。新たな「なり手」確保は全国的な課題となっています。
- 2019年12月には3年に一度の一斉改選を迎えます。今後とも民生委員・児童委員のなり手を確保し、民生委員・児童委員活動の充実をはかるためには、民生委員・児童委員について、そのやりがいをはじめ活動についての広報を強化していくことが必要です。そのための関係予算を引き続き確保いただくとともに、国においても積極的な広報に取り組んでいただこうと要望します。
- また、子どもをめぐる課題が多様になっていることから、子どもたちや教育委員会関係者、学校教員等に、民生委員・児童委員の役割等について、理解していただくことが大切です。小中学校の教科書に民生委員・児童委員活動に関する記載を入れていただくよう、関係省庁への働きかけをお願いいたします。